

## 第1章 計画改訂の背景

### 1. 計画改訂の趣旨

品川区は、2018（平成30）年3月に「品川区環境基本計画〔計画期間：2018（平成30）年度～2027（令和9）年度〕」（以下「本計画」といいます）を策定し、「みんなで創り育てる環境都市」を将来像に掲げ、地球温暖化対策をはじめとしたさまざまな環境施策を展開し、区民および事業者とともに推進してきました。

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指しています。

近年、地球温暖化の進行によるゲリラ豪雨や大型台風等の気候変動の影響の顕在化、生物多様性\*の損失など、世界規模で環境課題が深刻化する中、課題解決に向けた取組が国内外で進んでいます。大きく変動し、多様化する環境課題へ対応していくためには、長期的な視点で区の未来を考え、区・区民・事業者が、それぞれの役割を担いつつ協働・連携し、各主体ができることから取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

このため、本計画の中間年を迎えるにあたり、長期的な視点で、最新の環境課題および区の現状を踏まえながら、実効性のある計画となるよう中間見直しを行うこととしました。

本計画において、区の二酸化炭素排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減（カーボンハーフ）、2050（令和32）年度までに実質ゼロ（ゼロカーボン）とする目標を掲げており、脱炭素に向けた具体的な取組を実践していきます。

あわせて、区の都市型の自然環境に適応した生物多様性の理解の浸透や保全策について、近隣自治体と一体となった取組が必要であることから、本計画の施策体系の中で、「品川区生物多様性地域戦略」を位置づけ、生物多様性保全に向けた取組を強化します。

また、2022（令和4）年5月に開設した品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」による環境情報の発信や環境保全に取り組む人材の育成・活動支援を行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境活動の推進につなげていきます。

## 2. 環境政策を取り巻く動向

### (1) 世界的な動向

#### パリ協定

1997（平成 9）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（2013（平成 25）年～2020（令和 2）年）の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に批准しました。

「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス\*排出削減の取組を強化することが必要とされています。

#### SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ\*」に掲げられた 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々および社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さない（leave no one behind）ことなどが宣言されています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

## IPCC（気候変動に関する政府間パネル）\* 第6次評価報告書

2021（令和3）年8月に、IPCC第6次評価報告書における第1作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表されました。当該報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言した上で、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、2021（令和3）年から2040（令和22）年の間には、地球温暖化が人類に深刻な影響を与えるとされている1.5度に達するとの予測がされています。

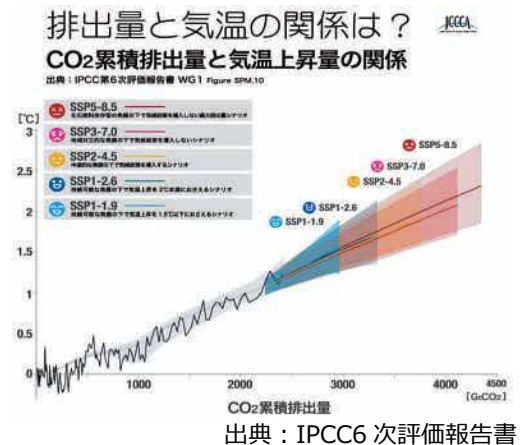


図 1.2 世界の気温の変化予測

## グリーントランスフォーメーション（GX）\* とデジタルトランスフォーメーション（DX）\*

脱炭素社会\*要請の高まりや社会情勢の変化によるエネルギー供給の確保などを背景に、「グリーントランスフォーメーション（GX）」と「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の同時推進が必要といわれています。再生可能エネルギー\*の普及やデジタル化の推進により、少子高齢化や温室効果ガス削減などの直面する課題を解決しつつ、産業競争力の向上につなげ、社会経済の成長の機会としてとらえる考え方です。

2022（令和4）年2月には、経済産業省がGXの推進に向けた「GXリーグ基本構想」を公表しました。GXリーグは、GXに積極的に取り組む企業群を募り、議論と新たな市場創造のための実践を行う場であり、我が国のGXをけん引することが期待されています。

GXの推進のためには、強固なネットワークシステムの整備が必須であり、少子高齢化や感染症拡大による生活スタイルの変容とともに、デジタル技術の高度化が期待されています。

## 生物多様性条約締約国会議（COP）\*

生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものです。生き物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではありません。この課題に世界で取り組むために、1992（平成4）年5月に生物多様性条約\*が採択されました。その後、COP10で採択された愛知目標\*で2020（令和2）年までに生物多様性の損失を食い止めるための各国の行動について掲げられましたが、目標年度を迎え、見直しに向けた検討が行われています。

2022（令和4）年12月に開催されたCOP15では、新たな国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）である「昆明（こんめい）・モントリオール生物多様性枠組\*」が採択されました。同枠組では、愛知目標で掲げた目標の約1/3が未達成であったことを踏まえ、2050（令和32）年ビジョン\*のための長期的ゴールをかせげ、ゴールに向けた2030（令和12）年までに達成すべき18のターゲットが示されました。その中で、2030（令和12）年までに、陸域と海域の少なくとも30%を保全する「30by30目標（ターゲット3）\*」の達成に向け、各国で生態系に重要な地域の保全に取り組むことが求められています。

## (2) 国の動向

### 第5次環境基本計画

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択を踏まえて2018（平成30）年4月に策定されました。



前述の国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の統合的な解決に向けて、「地域循環共生圏\*」が提唱され、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が設定されています。これらの、環境施策を通じて経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出、経済発展と社会的課題の解決の両立を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが期待されています。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画です。2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に向けて提出された「日本の約束草案\*」を踏まえ、2016（平成28）年5月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030（令和12）年度に向けた我が国の二酸化炭素排出削減目標が「2013（平成25）年度比で26%削減」と定められました。

2020（令和2）年10月26日には、国の方針として、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050（令和32）年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。また、2021（令和3）年4月には、2030（令和12）年度において、二酸化炭素排出量46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

脱炭素社会の機運が急速に高まる中、2021（令和3）年10月に同計画は5年ぶりに改訂されました。新たな削減目標の裏付けとなる対策や施策が記載されており、新たな目標実現に向けた道筋を描いています。

### 第6次エネルギー基本計画

エネルギーを巡る国内外の情勢変化や二酸化炭素排出量削減目標の引き上げなど、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、「第6次エネルギー基本計画」が2021（令和3）年10月に策定されました。

この計画では、建築物省エネ法\*による省エネルギー基準適合義務化と基準引き上げ、機器・建材トップランナー制度\*の見直しなどによる徹底した省エネルギーや、再生可能エネルギーの主力電源化を推進し、2030（令和12）年度の再生可能エネルギーによる電源構成\*を従来目標の22～24%から、36～38%に引き上げることが示されました。また、「社会実装を加速させるため、電源構成において、新たに水素\*・アンモニア\*による発電を1%程度見込む」としました。

### 地域脱炭素ロードマップ<sup>o</sup>

地域脱炭素に向けて2030（令和12）年までに行う具体的な取組・施策を示したもので2021（令和3）年6月9日に国・地方脱炭素実現会議\*で決定しました。

2030（令和12）年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域\*をつくることや、脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネルギー、ゼロカーボン・ドライブ\*等）が整理されています。

### 2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、特にエネルギーおよび産業分野におけるイノベーションのスパイラルを起こすための戦略であり2021（令和3）年6月に策定されました。

産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、2050（令和32）年までの時間軸に沿った技術開発を踏まえた工程表を

示しています。また、こうした目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするための政策も示しています。

### 気候変動適応計画

気候変動適応計画は、気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために2018（平成30）年11月に策定されました。気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応策を組み込むことなど、7つの基本戦略とともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。同計画は2021（令和3）年10月に改訂され、KPI\*など進捗管理に関する事項が追加されました。

### 第四次循環型社会形成基本計画

2018（平成30）年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、資源生産性、循環利用率（入口側・出口側）、最終処分量のさらなる向上が目標として掲げられました。そのための取組として、「地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進」、「シェアリング等の2R\*ビジネスの促進、評価」、「廃棄物エネルギー\*の徹底活用」等が挙げられています。

### 生物多様性国家戦略

2010（平成22）年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を受け、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして「生物多様性国家戦略2012-2020」が、2012（平成24）年9月に閣議決定されました。

2020（令和2）年からは次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められ、2022（令和4）年12月にCOP15により採択された新たな世界目標である「昆明（コンメイ）・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえた戦略の見直しが行われました。

新たな戦略では、2050（令和32）年のビジョン「自然と共生する社会」を目指し、2030（令和12）年までに自然を回復軌道に乗せる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が必要とし、5つの基本戦略と戦略達成のための行動計画が示されました。特に、生物多様性と気候変動による「2つの危機」への統合的な対応や、「30by30目標」の達成による健全な生態系の維持と回復、「自然資本を守り活かすための社会経済活動の推進」により、生物多様性を守り活用することとしています。

### 新型コロナウイルス感染症に対する環境行政の対応

我が国では、世界保健機関（WHO）が「パンデミック」と表明した今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ライフスタイルに様々な変化が生じました。

中でも、感染症等のリスクへの対応の観点から、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に拡大したことにより、移動、交通に伴う環境負荷の削減が進みました。また、それらは、働き方や学び方の改革にもつながるものであるため、新型コロナウイルス感染症の収束後であっても、引き続き積極的に活用していくことが期待されています。

このように、ポストコロナ時代においては、単に以前の状態に戻すのではなく、「脱炭素社会への移行」・「循環経済\*への移行」・「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させることにより、持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設計）を進め、将来の世代が豊かに生きていける社会の実現が求められています。

### (3) 東京都の動向

#### 東京都環境基本計画

東京都は、2050（令和 32）年の二酸化炭素排出実質ゼロ、2030（令和 12）年までのカーボンハーフ実現に向けて猶予期間が少ない中、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、豊かで持続可能な都市を創り上げるため、2022（令和 4）年 9 月に環境基本計画を改定しました。

「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境課題を包括的に解決していくこととしています。

#### ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report～

東京都は、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和 32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向け、ビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を 2019（令和元）年 12 月に策定しました。

2021（令和 3）年 3 月には、「感染症の脅威」と一層深刻化する「気候危機」という 2 つの危機に直面している現状を踏まえ、これらの影響も踏まえた評価および内容の見直しを行った「ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report」を公表しました。2030（令和 12）年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要とし、「東京都内温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年までに 50%削減（2000（平成 12）年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めること」等を表明し、目標の強化や社会変革のビジョン「2030 カーボンハーフスタイル」を提起しました。

#### 都市型キャップ&トレード制度\*

東京都は、2010（平成 22）年度の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（通称：環境確保条例）の改正により、世界でも先進的な「都市型キャップ&トレード制度」を導入し、大規模事業所を対象に二酸化炭素削減量の総量削減義務を導入しました。同制度では、排出削減が大幅に進んでおり、推進体制・設備導入・運用管理が優れている事業所を「トップレベル事業所」として認定し、対策の推進の程度に応じて削減義務率を軽減しています。トップレベル事業所認定基準は、実現可能な省エネルギー対策の最高水準であり、オフィスビル等については、200 項目以上の省エネルギー対策を設定しています。

第 3 計画期間の 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度にかけては、27%または 25%の削減義務率が課されています。

#### 東京都生物多様性地域戦略

東京都は、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しましたが、COP15 や国の戦略を踏まえ、2022（令和 4）年 12 月に「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申）」により改定しました。新たな戦略では、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」を基本理念に掲げ、生態系サービス\*ごとの 2050（令和 32）年の東京の将来像を示すとともに、将来像を実現するための 2030（令和 12）年目標が示されました。

### 3. 計画の位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、区の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全に関する目標、施策の方向そのほか必要な事項について定めるものです。

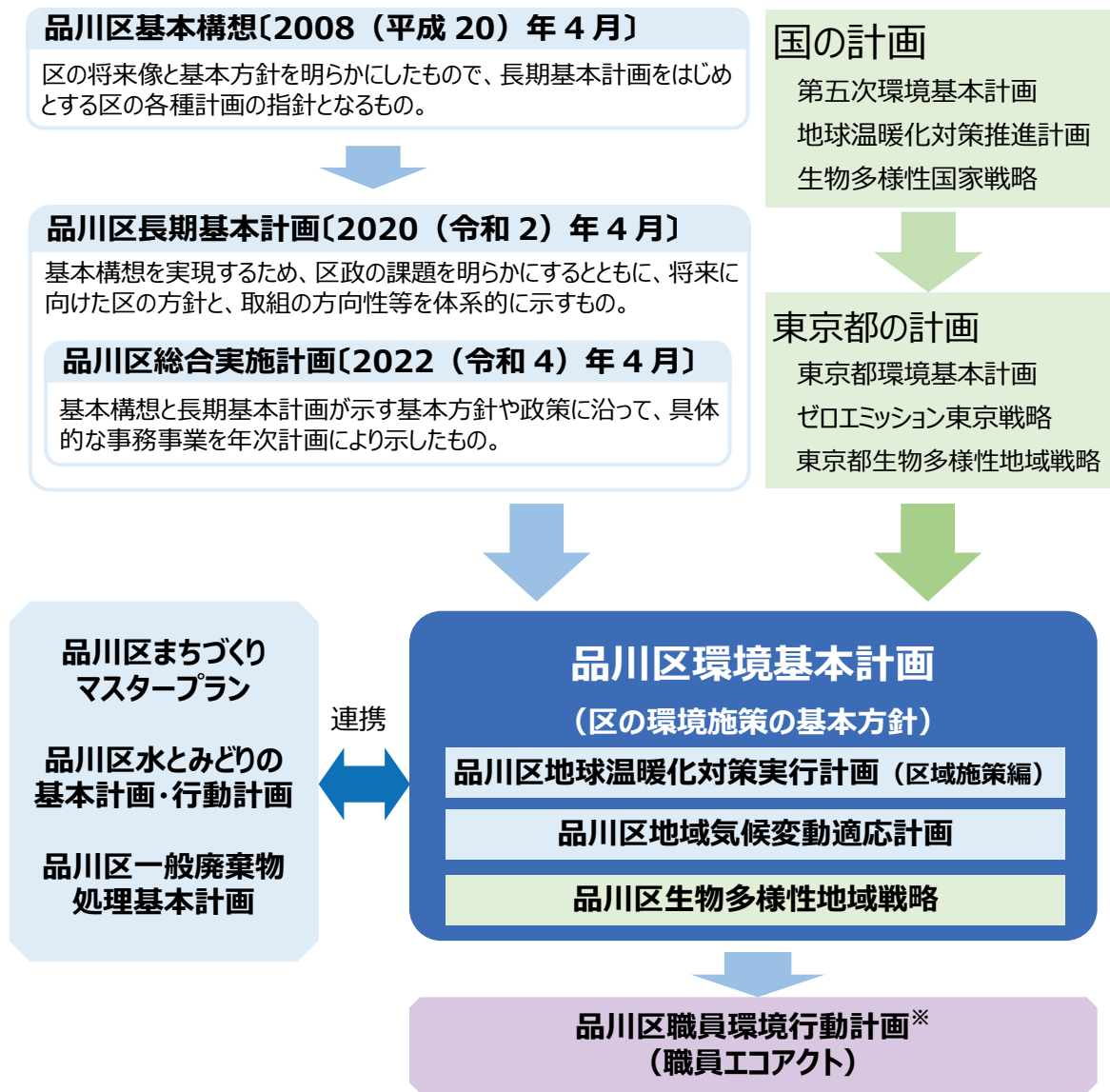


図 1.3 計画の位置づけ



## (2) 計画期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度であり、2023（令和 5）年度以降の 5 年間についての中間見直しとします。

なお、基本目標 1（地球温暖化対策分野）および基本目標 3（自然環境分野）については、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、基本目標 1 の計画期間を 2030（令和 12）年度まで、基本目標 3 の計画期間を 2031（令和 13）年度までとします。



## (3) 計画の範囲

本計画の対象範囲は、品川区全域とし、5 分野に共通目標である「環境教育・環境コミュニケーション」を加え 6 分野を対象とした計画とします。



表 1.1 計画の対象とする範囲

分野	対象とする項目
地球温暖化対策	地球温暖化対策、気候変動への適応 等
資源循環	ごみの排出抑制および適正処理、資源の地域循環 等
自然環境	水辺、みどり、生き物 等
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質 等
文化環境	地域の歴史的・文化的環境を活かし、景観を保全したまちづくり 等
環境教育・環境コミュニケーション	環境教育、環境学習、環境活動、協働、地域連携 等